

**アプリケーションサービス利用規約 【現改比較表】 2021年2月1日現在**

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 提携事業者	ASPサービスとの協業提携に係る契約を当社と締結している者
4 契約事業者	ASPサービスの一部を構成するサービスを当社に提供する者
5 統合VPNサービス	当社の電気通信サービスであって別記に掲げるもの
6 Universal Oneサービス	当社がUniversal Oneサービス契約約款（第1編）によって提供する電気通信サービス
7 Universal One代表契約者	当社とUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する代表契約を締結している者
8 ASP接続サービス	ASPサービスであって、統合VPNサービスに対して、当社の設置する電気通信設備を介してASP利用サービス及び提携サービス（当社又は提携事業者が提供するサービスであって当社が別に定めるものをいいます。以下、同じとします。）と接続することができる機能を提供する電気通信サービス (注) 当社は、当社が別に定める提携サービスを、ASP接続契約の申込みをする者及びASP接続契約者に開示します。
9 ASP利用サービス	ASPサービスであって、次に掲げる電気通信サービス (1) <u>統合VPNサービスに対して、ASP接続サービスを經由して当社が提供するもの</u> (2) インターネット上で当社が提供するもの (3) <u>Universal Oneサービスに対して、当社が提供するもの</u>

(定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 提携事業者	ASPサービスとの協業提携に係る契約を当社と締結している者
4 契約事業者	ASPサービスの一部を構成するサービスを当社に提供する者
5 統合VPNサービス	当社の電気通信サービスであって別記に掲げるもの
6 Universal Oneサービス	当社がUniversal Oneサービス契約約款（第1編）によって提供する電気通信サービス
7 Universal One代表契約者	当社とUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する代表契約を締結している者
8 ASP接続サービス	ASPサービスであって、統合VPNサービスに対して、当社の設置する電気通信設備を介してASP利用サービス及び提携サービス（当社又は提携事業者が提供するサービスであって当社が別に定めるものをいいます。以下、同じとします。）と接続することができる機能を提供する電気通信サービス (注) 当社は、当社が別に定める提携サービスを、ASP接続契約の申込みをする者及びASP接続契約者に開示します。
9 ASP利用サービス	ASPサービスであって、次に掲げる電気通信サービス (1) <u>削除</u> (2) インターネット上で当社が提供するもの (3) <u>削除</u>

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(ASP利用サービスの区分)

第6条の2 ASP利用サービスには、次表に掲げるサービスの区分があります。

区 分	内 容
<a href="#">Enterprise DaaS(サーバOSタイプ)</a>	デスクトップ装置（マイクロソフト株式会社が提供する「Windows Server」を搭載した当社が設置する電気通信設備に限ります。）に係るオペレーションシステムを利用することができるサービス
<a href="#">Enterprise DaaS(サーバOSタイプ2)</a>	複数の拠点に設置するデスクトップ装置（マイクロソフト株式会社が提供する「Windows Server」を搭載した当社が設置する電気通信設備に限ります。）に係るオペレーションシステムを利用することができるサービス
<a href="#">Enterprise DaaS(サーバOSタイプ)リモートアクセスオプション(MagicConnect型)</a>	遠隔操作により自営端末設備を利用することができるサービス

備考

- [Enterprise DaaS\(サーバOSタイプ\)リモートアクセスオプション\(MagicConnect型\)](#) はインターネット網を経由して利用するものとします。
- [Enterprise DaaS\(サーバOSタイプ\)リモートアクセスオプション\(MagicConnect型\)](#) には、次表に掲げるサービスの区分があります。

区分	内容
USBタイプ	別記7に定義するリモートアクセス機器により遠隔操作を可能とするもの
アプリタイプ	当社が指定するソフトウェアにより遠隔操作を可能とするもの(iOS、Android版)
Winアプリタイプ	当社が指定するソフトウェアにより遠隔操作を可能とするもの(Windows版)

(ASP利用サービスの区分)

第6条の2 ASP利用サービスには、次表に掲げるサービスの区分があります。

区 分	内 容
<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
<a href="#">MagicConnect</a>	遠隔操作により自営端末設備を利用することができるサービス

備考

- [MagicConnect](#)はインターネット網を経由して利用するものとします。
- [MagicConnect](#)には、次表に掲げるサービスの区分があります。

区分	内容
USBタイプ	別記7に定義するリモートアクセス機器により遠隔操作を可能とするもの
アプリタイプ	当社が指定するソフトウェアにより遠隔操作を可能とするもの(iOS、Android版)
Winアプリタイプ	当社が指定するソフトウェアにより遠隔操作を可能とするもの(Windows版)

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(ASP契約の申込み)

第8条 ASP契約の申込みをするときは、次に掲げる申込事項について当社が指定する方法により申込みを行っていただきます。

- (1) ASPサービスの種類及び区分
- (2) 次表に掲げる申込事項

区 別	申 込 事 項
ASP利用サービス <u>Enterprise DaaS(サーバOSタイプ)</u>	(1) <u>デスクトップ装置の数</u> (2) <u>CPUの数</u> (3) <u>メモリのギガバイト数</u> (4) <u>ストレージの記憶装置の容量</u> (5) <u>IDの数</u>
<u>Enterprise DaaS(サーバOSタイプ2)</u>	(1) <u>デスクトップ装置の数</u> (2) <u>CPUの数</u> (3) <u>メモリのギガバイト数</u> (4) <u>ストレージの記憶装置の容量</u> (5) <u>IDの数</u>
<u>Enterprise DaaS(サーバOSタイプ)リモートアクセスオプション(Magic Connect型)</u>	IDの数

(ASP契約の申込み)

第8条 ASP契約の申込みをするときは、次に掲げる申込事項について当社が指定する方法により申込みを行っていただきます。

- (1) ASPサービスの種類及び区分
- (2) 次表に掲げる申込事項

区 別	申 込 事 項
ASP利用サービス <u>削除</u>	<u>削除</u>
<u>削除</u>	<u>削除</u>
<u>MagicConnect</u>	IDの数

～2021年1月31日

(利用料金の支払義務)

第23条 ASP接続契約者は、そのASP契約に基づいて当社がASPサービスの提供を開始した日から起算して、ASP契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料金の支払いを要します。

2 ASP利用契約者(EnterpriseDaaS(サーバOSタイプ)に係る者又はEnterpriseDaaS(サーバOSタイプ2)に係る者に限ります。)は、そのASP利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、ASP利用契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日とします。以下第3項において「ASP利用契約の解除等があった日」といいます。)を含む料金月(ASP利用契約の解除等があった日が料金月の初日である場合は、その料金月の前料金月に廃止があったものとして取り扱います。)までの期間(そのASP利用サービスの提供の開始があった日とASP利用契約の解除等があった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、利用料金の支払いを要します。

ただし、そのASP利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月以降に付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能の提供の開始があった日を含む料金月から起算して、その付加機能の廃止があった日を含む料金月(その付加機能の廃止があった日が料金月の初日である場合は、その料金月の前料金月に廃止があったものとして取り扱います。)までの期間(その付加機能の提供の開始があった日とその付加機能の廃止があった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、その利用料金の支払いを要します。

3 削除

4 削除

5 ASP利用契約者(EnterpriseDaaS(サーバOSタイプ)リモートアクセスオプション(MagicConnect型)に係る者に限ります。)は、そのASP利用サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日とします。以下第5項において「ASP利用サービスの提供の開始等があった日」といいます。)から起算して、ASP利用契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日とします。以下第5項において「ASP利用契約の解除等があった日」といいます。)の前日までの期間(ASP利用サービスの提供の開始等があった日とASP利用契約の解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料金の支払いを要します。

ただし、ASP利用サービスの提供を開始した日を含む料金月については、利用料金の支払いを要しません。

2021年2月1日～

(利用料金の支払義務)

第23条 ASP接続契約者は、そのASP契約に基づいて当社がASPサービスの提供を開始した日から起算して、ASP契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料金の支払いを要します。

2 削除

3 削除

4 削除

5 ASP利用契約者は、そのASP利用サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日とします。以下第5項において「ASP利用サービスの提供の開始等があった日」といいます。)から起算して、ASP利用契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日とします。以下第5項において「ASP利用契約の解除等があった日」といいます。)の前日までの期間(ASP利用サービスの提供の開始等があった日とASP利用契約の解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料金の支払いを要します。

ただし、ASP利用サービスの提供を開始した日を含む料金月については、利用料金の支払いを要しません。

～2021年1月31日

別記

6 ASP利用サービスに係るオペレーションシステム等の提供

当社は、ASP利用契約者（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）に係る者又はEnterpriseDaaS（サーバOSタイプ2）に係る者に限ります。以下この別記6において同じとします。）から請求があったときは、そのASP利用サービスに係るオペレーションシステム等を提供します。この場合、ASP契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

7 リモートアクセス機器の販売

- (1) 当社は、ASP利用契約者（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）に係る者、EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ2）に係る者又はEnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）リモートアクセスオプション（Magic Connect型）に係る者に限ります。以下この別記7において同じとします。）から請求があったときは、リモートアクセス機器（料金表第1表（料金）に規定する付加機能（リモートアクセス機能（USB型に係るものに限ります。）に限ります。）又はASP利用サービス（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）リモートアクセスオプション（Magic Connect型）に係るものに限ります。）を利用するために用いる機器をいいます。以下、同じとします。）を販売します。この場合において、販売するリモートアクセス機器の販売価格は、重要事項説明書に定めるところによります。
- (2) 当社が販売したリモートアクセス機器については、保証書により、開通案内に記載の利用開始日から1年間は無料で修理します。  
ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。  
ア その故障が、ASP利用契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。  
イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。
- (3) (1)及び(2)に規定するほか、リモートアクセス機器の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

8 端末起動装置の販売

- (1) 当社は、ASP利用契約者（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）リモートアクセスオプション（Magic Connect型）に係る者に限ります。以下この別記8において同じとします。）から請求があったときは、端末起動装置（料金表第1表（料金）に規定する付加機能（端末起動機能に限ります。）を利用するとき用いる機器であって、自営端末設備を起動させる装置をいいます。以下この別記8において同じとします。）を販売します。この場合において、販売する端末起動装置の販売価格は、重要事項説明書に定めるところによります。
- (2) (1)に規定するほか、端末起動装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息）の規定に、保証条件については別記7の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

2021年2月1日～

別記

6 削除

7 リモートアクセス機器の販売

- (1) 当社は、ASP利用契約者から請求があったときは、リモートアクセス機器（料金表第1表（料金）に規定するASP利用サービスを利用するために用いる機器をいいます。以下、同じとします。）を販売します。この場合において、販売するリモートアクセス機器の販売価格は、重要事項説明書に定めるところによります。
  - (2) 当社が販売したリモートアクセス機器については、保証書により、開通案内に記載の利用開始日から1年間は無料で修理します。  
ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。  
ア その故障が、ASP利用契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。  
イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。
  - (3) (1)及び(2)に規定するほか、リモートアクセス機器の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。
- 8 端末起動装置の販売
- (1) 当社は、ASP利用契約者から請求があったときは、端末起動装置（料金表第1表（料金）に規定する付加機能（端末起動機能に限ります。）を利用するとき用いる機器であって、自営端末設備を起動させる装置をいいます。以下この別記8において同じとします。）を販売します。この場合において、販売する端末起動装置の販売価格は、重要事項説明書に定めるところによります。
  - (2) (1)に規定するほか、端末起動装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息）の規定に、保証条件については別記7の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

～2021年1月31日

2021年2月1日～

別記

9 サポートサービスの提供

(1) 当社は、ASP利用契約者（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ2）に係る者に限り、）から請求があったときは、次表に掲げるサポートサービスを提供します。この場合において、ASP利用契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

<u>サポートサービスの区分</u>	<u>内容</u>
<u>導入運用サポート</u>	<u>デスクトップ装置の利用に関するコンサルティングおよび設定代行を行うサービス</u>

(2) (1)に規定するほか、サポートサービスに係るその他の提供条件については、ASPサービスに準ずるものとします。

別記

9 削除

～2021年1月31日

料金表 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、ASP契約者がそのASP契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。  
ただし、ASP利用サービス (Enterprise DaaS (サーバOSタイプ) リモートアクセスオプション (MagicConnect型) に係るものを除きます。)に係る利用料金については、第23条 (利用料金の支払義務) 第5項第2号の表の規定に該当するときを除き日割しません。
  - (1) 料金月の初日以外の日にASPサービスの提供の開始 (付加機能についてはその提供の開始とします。) 又はASP契約の解除 (付加機能についてはその廃止とします) があったとき。
  - (2) 料金月の初日にASPサービスの提供の開始を行い、その日にそのASP契約の解除があったとき。
  - (3) 料金月の初日以外の日に第8条 (ASP契約の申込み) 第1項第2号に規定する申込事項の変更等により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (4) 第23条第5項第2号の表の規定に該当するとき。

2021年2月1日～

料金表 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、ASP契約者がそのASP契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。  
ただし、ASP利用サービスに係る利用料金については、第23条 (利用料金の支払義務) 第5項第2号の表の規定に該当するときを除き日割しません。
  - (1) 料金月の初日以外の日にASPサービスの提供の開始 (付加機能についてはその提供の開始とします。) 又はASP契約の解除 (付加機能についてはその廃止とします) があったとき。
  - (2) 料金月の初日にASPサービスの提供の開始を行い、その日にそのASP契約の解除があったとき。
  - (3) 料金月の初日以外の日に第8条 (ASP契約の申込み) 第1項第2号に規定する申込事項の変更等により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (4) 第23条第5項第2号の表の規定に該当するとき。

～2021年1月31日

2021年2月1日～

料金表 通則

(サービスレベルアグリーメント (SLA) )

14 当社はASP利用契約者 (Enterprise DaaS (サーバOSタイプ2) に係るものに限ります。) に対し次のとおりサービスレベルアグリーメント (以下「SLA」といいます。) を適用します。

(1) 当社は、そのASP利用サービスのサービス稼働率が次表に定める値に該当する場合、ASPサービス (Enterprise DaaS (サーバOSタイプ2) に係るものに限ります。) に係る定額利用料に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額を、契約者の申し出により、返還するものとします。

サービス稼働率	料金返還率
99.8%以上～99.95%未満	3%
98%以上～99.8%未満	5%
90%以上～98%未満	20%
90%未満	100%

(2) サービス稼働率は次の式に従って算出します。

$$\text{サービス稼働率 (\%)} = (1 - \text{利用不能時間を1の料金月ごとに合算した時間} \div \text{累積稼働時間}) \times 100$$

ア 累積稼働時間はその料金月に相当する時間とします。

イ 利用不能時間は、ASP利用契約者の責めによらない理由により、そのASPサービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、その状態が解消するまでの連続した時間をいいます。以下、同じとします。この場合において、利用不能時間は当社機器により取得した値を基に算出します。

ただし、以下の場合は利用不能時間に含まれません。

(a) 冗長システムの切り替わり時間。

(b) 当社の責によらない原因による故障又は障害 (DDoS 攻撃、ネットワークの輻輳等によるもの) を含みます。

(c) VPN サービス起因。

(d) 天災、事変その他の非常事態によるものである場合。

(3) 契約者は、SLAによる料金の返還は、その対象となる料金月の翌月初日から3ヵ月以内に請求するものとします。

(4) 当社は、そのASPサービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのASPサービスについて利用中止 (当社があらかじめそのことをASP利用契約者に通知したときに限ります。) 、利用停止又は提供休止としているときは、その期間については利用不能時間として取り扱いません。この場合において、そのASP利用契約に係る料金については、第23条 (利用料金の支払義務) 第6項の規定を適用します。

(5) 当社は、SLAが適用される場合には、その料金月において第23条第6項第2号の規定 (表の1欄又は3欄に係るものに限ります。) は適用しません。

ただし、返還基準額以外のそのASPサービスに係る月額料金については、第23条第6項第2号の規定 (表の1欄又は3欄に係るものに限ります。) を適用します。

(6) 当社は、(1)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのASPサービスを全く利用できない状態が生じたときは、第23条第6項第2号の規定 (表の2欄に係るものに限ります。) を適用します。

料金表 通則

(サービスレベルアグリーメント (SLA) )

14 削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第1表 料金  
第1 利用料金  
1 適用

区分	内容
(1) 削除	削除
(2) Enter prise DaaS (サーバOSタイプ)に係る利用料金等の適用	<p><u>ア 基本料及びID利用料は、料金月の末日における第8条(ASP契約の申込み)に規定する申込事項の値(料金月の末日以外にASP利用契約の解除があった場合は、その解除のあった日の値とします。)に基づき算定します。</u></p> <p><u>イ 加算料は、デスクトップ装置ごとに、料金月の末日における加算料に係るCPUの数、メモリのギガバイト数及びストレージの記憶装置の容量に基づき算定します。</u> <u>ただし、料金月の末日以外に加算料に係るCPU、メモリ、ストレージの廃止があった場合であって、その料金月の末日において加算料に係るCPU、メモリ、ストレージを利用していないときは、その廃止のあった日のCPUの数、メモリのギガバイト数及びストレージの記憶装置の容量に基づき算定します。</u></p> <p><u>ウ 付加機能利用料(ウイルスバスター利用機能に係るものに限ります。)は、デスクトップ装置の数に基づき、アの規定に準じて算定します。</u></p> <p><u>エ 付加機能利用料(リモートアクセス機能に係るものに限ります。)は、デスクトップ装置の数及びIDの数に基づき、アの規定に準じて算定します。</u></p> <p><u>オ 定額利用料は、基本料、加算料及びID利用料を合算して適用します。</u></p>

第1表 料金  
第1 利用料金  
1 適用

区分	内容
(1) 削除	削除

削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

区分	内容
(3) Enterprise DaaS (サーバOSタイプ2) に係る利用料金等の適用	<p>ア 基本料及びID利用料は、料金月の末日における第8条 (ASP契約の申込み) に規定する申込事項の値 (料金月の末日以外にASP利用契約の解除があった場合は、その解除のあった日の値とします。) に基づき算定します。</p> <p>イ 加算料は、デスクトップ装置ごとに、料金月の末日における加算料に係るCPUの数、メモリのギガバイト数及びストレージの記憶装置の容量に基づき算定します。 ただし、料金月の末日以外に加算料に係るCPU、メモリ、ストレージの廃止があった場合であって、その料金月の末日において加算料に係るCPU、メモリ、ストレージを利用していないときは、その廃止のあった日のCPUの数、メモリのギガバイト数及びストレージの記憶装置の容量に基づき算定します。</p> <p>ウ 付加機能利用料 (ウイルスバスター利用機能に係るものに限ります。) は、デスクトップ装置の数に基づき、アの規定に準じて算定します。</p> <p>エ 付加機能利用料 (リモートアクセス機能に係るものに限ります。) は、デスクトップ装置の数及びIDの数に基づき、アの規定に準じて算定します。</p> <p>オ 定額利用料は、基本料、加算料及びID利用料を合算して適用します。</p>
(4) 申込事項の値の変更に係る料金の適用	<p>当社は、第8条 (ASP契約の申込み) に規定する申込事項の値の変更があった場合は、その変更があった日から変更後の値に基づき利用料金を適用します。 ただし、申込事項の廃止 (Enterprise DaaS (サーバOSタイプ又はEnterprise DaaS (サーバOSタイプ2) の加算料に係るCPU、メモリ又はストレージの廃止に限ります。) があった日が料金月の初日の場合であって、その申込みを書面によって行ったときは、その料金月の前料金月にその申込事項の廃止があったものとして取り扱います。</p>

削除

(2) 申込事項の値の変更に係る料金の適用	当社は、第8条 (ASP契約の申込み) に規定する申込事項の値の変更があった場合は、その変更があった日から変更後の値に基づき利用料金を適用します。
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第1表 料金

第1 利用料金

2-2 ASP利用サービスに係るもの

2-2-1 定額利用料

ア EnterpriseDaaS(サーバOSタイプ)に係るもの

(ア) 基本料

月額

区分	単位	料金額
<u>EnterpriseDaaS(サーバOSタイプ)に係るもの</u>	<u>1のデスクトップ装置ごとに</u>	<u>60,000円(66,000円)</u>
<u>備考 基本料には2のCPU、4ギガバイトまでのメモリ及び100ギガバイトまでの記憶装置の容量に係る利用料金を含みます。</u>		

(イ) 加算料

A CPUに係るもの

月額

区分	単位	料金額
<u>CPUに係るもの</u>	<u>基本料に係るCPUの数を超えた1のCPUごと</u>	<u>2,000円(2,200円)</u>
<u>備考 当社は、1のデスクトップ装置につき利用できるCPUの数の上限を8とします。</u> <u>ただし、1のデスクトップ装置に係るCPUの数は、2、4、6又は8に限ります。</u>		

B メモリに係るもの

月額

区分	単位	料金額
<u>メモリに係るもの</u>	<u>基本料に係るメモリのギガバイト数を超えた1ギガバイトごと</u>	<u>2,000円(2,200円)</u>
<u>備考 当社は、1のデスクトップ装置につき利用できるメモリのギガバイト数の上限を16ギガバイトとします。</u>		

C ストレージに係るもの

月額

区分	単位	料金額
<u>ストレージに係るもの</u>	<u>基本料に係る記憶装置の容量を超えた記憶装置の容量100ギガバイトごと</u>	<u>6,000円(6,600円)</u>
<u>備考 当社は、1のデスクトップ装置につき利用できる記憶装置の容量の上限を2,100ギガバイトとします。</u>		

第1表 料金

第1 利用料金

2-2 ASP利用サービスに係るもの

2-2-1 定額利用料

削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

(ウ) ID利用料

月額

削除

区分	単位	料金額
ID利用料	1のIDごとに	500円(550円)

イ EnterpriseDaaS(サーバOSタイプ2)に係るもの

(ア) 基本料

月額

区分	単位	料金額
EnterpriseDaaS(サーバOSタイプ2)に係るもの	1のデスクトップ装置ごとに	85,000円(93,500円)

備考 基本料には2のCPU、8ギガバイトまでのメモリ及び300ギガバイトまでの記憶装置の容量に係る利用料金を含みます。

(イ) 加算料

A CPUとメモリの組合せに係るもの

月額

区分	単位	料金額
CPUとメモリの組合せに係るもの	基本料に係るCPUとメモリの組合せを4CPUと16ギガバイトに変更した場合	14,000円(15,400円)
	基本料に係るCPUとメモリの組合せを8CPUと32ギガバイトに変更した場合	42,000円(46,200円)
	基本料に係るCPUとメモリの組合せを16CPUと64ギガバイトに変更した場合	88,000円(96,800円)

備考 当社は、1のデスクトップ装置につき利用できるCPUの数の上限を16、メモリの上限を64ギガバイトとします。

～2021年1月31日

2021年2月1日～

B ストレージに係るもの

月額

削除

区分	単位	料金額
ストレージに係るもの	基本料に係る記憶装置以外の容量が 100 ギガバイトの記憶装置を追加した場合	1,300円 (1,430円)
	基本料に係る記憶装置以外の容量が 300 ギガバイトの記憶装置を追加した場合	2,400円 (2,640円)
	基本料に係る記憶装置以外の容量が 500 ギガバイトの記憶装置を追加した場合	3,800円 (4,180円)
	基本料に係る記憶装置以外の容量が 1 テラバイトの記憶装置を追加した場合	7,700円 (8,470円)
	基本料に係る記憶装置以外の容量が 2 テラバイトの記憶装置を追加した場合	14,300円 (15,730円)
	基本料に係る記憶装置以外の容量が 3 テラバイトの記憶装置を追加した場合	21,400円 (23,540円)
	基本料に係る記憶装置以外の容量が 4 テラバイトの記憶装置を追加した場合	28,500円 (31,350円)
	備考 当社は、1のデスクトップ装置につき追加できる記憶装置の数の上限を2とします。	

(ウ) ID利用料

月額

区分	単位	料金額
ID利用料	1のIDごとに	500円 (550円)

(エ) EnterpriseDaaS (サーバOSタイプ) リモートアクセスオプション (MagicConnect型) に係るもの

月額

区分	単位	料金額
USBタイプ	1のIDごとに	1,500円 (1,650円)
アプリタイプ	1のIDごとに	1,000円 (1,100円)
Winアプリタイプ	1のIDごとに	1,000円 (1,100円)

ア MagicConnectに係るもの

月額

区分	単位	料金額
USBタイプ	1のIDごとに	1,500円 (1,650円)
アプリタイプ	1のIDごとに	1,000円 (1,100円)
Winアプリタイプ	1のIDごとに	1,000円 (1,100円)

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第1表 料金  
第1 利用料金

2-2-2 付加機能利用料

月額

区分	単位	料金額
インターネット高速接続機能	1の契約ごとに	124,000円(136,400円)
<p>インターネット接続を1ギガビット/秒のベストエフォートで行うことができる機能</p>		
<p>備考</p> <p>1 当社は、ASP利用契約者（Enterprise DaaS（サーバOSタイプ2）に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。</p>		
ウイルスバスター利用機能	1のデスクトップ装置ごとに	5,000円(5,500円)
<p>デスクトップ装置等において電子メールメッセージ等の送信又は受信の際、当該電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」と言います。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行うことが出来る機能及びそのデスクトップ装置等に含まれるウイルス又はデスクトップ装置等を利用してインターネット上で閲覧するホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるウイルスの検知、駆除を行うことが出来る機能を提供するもの</p> <p>（注）この欄に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「Client/Server Suite」とします。</p>		

第1表 料金  
第1 利用料金

2-2-2 付加機能利用料

削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

月額

削除

区分	単位	料金額			
<p>備考</p> <p>1 当社はASP利用契約者（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）に係る者又はEnterpriseDaaS（サーバOSタイプ2）に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 ウイルスバスター利用機能に係るソフトウェアは、検知及び駆除の対象となるデスクトップ装置等内のファイルの状態、デスクトップ装置等の種類又はその他の理由により、デスクトップ装置等にダウンロードできない場合があります。この場合は、ウイルスバスター利用機能を利用できません。</p> <p>3 ウイルスバスター利用機能により検知及び駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、ウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>4 ウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記 URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。 URL: <a href="http://www.trendmicro.co.jp/">http://www.trendmicro.co.jp/</a></p>					
リモートアクセス機能	ASP利用契約者がインターネットを経由して遠隔デスクトップ等利用機能を利用することができるようにする機能	USB型（リモートアクセス機器を用いるもの）	基本額	1	1,500円(1,650円)
			加算額	1	1,500円(1,650円)
		モバイルコネクタ型（その認証の都度、新たに自動生成するパスワードを用いるもの）	基本額	1	15,000円(16,500円)
			加算額	10	1,500円(1,650円)

～2021年1月31日

2021年2月1日～

月額

削除

区分	単位	料金額
<p>備考</p> <p>1 当社はASP利用契約者（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）に係る者又はEnterpriseDaaS（サーバOSタイプ2）に係る者に限ります。以下、この備考において同じとします。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、リモートアクセス機能に係る付加機能利用料は基本額及び加算額の合計とします。</p> <p>3 基本額（モバイルコネクト型に係るものに限ります。）において利用可能なIDの数は10までとします。</p> <p>4 ASP利用契約者は、自己の負担により、リモートアクセス機能の利用に係るインターネット接続サービスに加入するものとします。</p> <p>5 リモートアクセス機能の利用については、当社が指定するソフトウェアを利用することを条件とします。</p>		
端末起動機能	1 の ID ごと に	1,500円(1,650円)
<p>備考</p> <p>1 当社はASP利用契約者（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）リモートアクセスオプション（MagicConnect型）に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能において利用することができる端末起動装置は、別記8に規定する端末起動装置に限ります。この場合において、1の端末起動装置において利用できるIDの数は100までとします。</p>		

月額

区分	単位	料金額
端末起動機能	1 の ID ごと に	1,500円(1,650円)
<p>備考</p> <p>1 当社はASP利用契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能において利用することができる端末起動装置は、別記8に規定する端末起動装置に限ります。この場合において、1の端末起動装置において利用できるIDの数は100までとします。</p>		

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内容								
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。								
(2) 工事費の適用	工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ASP接続サービス工事費</td> <td>ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ ASP利用サービス工事費</td> <td>ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 付加機能工事費</td> <td>付加機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	ア ASP接続サービス工事費	ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。	イ ASP利用サービス工事費	ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。	ウ 付加機能工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。
区分	内容								
ア ASP接続サービス工事費	ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。								
イ ASP利用サービス工事費	ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。								
ウ 付加機能工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。								
(3) 工事費の特例	<p><u>ア ASP利用サービス（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）に係るものに限ります。以下イにおいて同じとします。）の利用の開始に関する工事及びそれ以外の工事（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）に係るものに限るものとし、その付加機能に係る工事を含まず。）を同時に施工した場合は、ASP利用サービスの利用の開始に関する工事費のみを適用します。</u></p> <p><u>ただし、ASP利用サービスの利用の開始に関する工事と次に掲げる工事を同時に施工した場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>（ア）ファイアウォール設定変更に係る工事（デスクトップ装置の追加に係る工事と同時に施工する場合に限ります。）</u></p> <p><u>（イ）付加機能（リモートアクセス機能に限ります。）に係る工事</u></p>								

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内容								
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。								
(2) 工事費の適用	工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ASP接続サービス工事費</td> <td>ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ ASP利用サービス工事費</td> <td>ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 付加機能工事費</td> <td>付加機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	ア ASP接続サービス工事費	ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。	イ ASP利用サービス工事費	ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。	ウ 付加機能工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。
区分	内容								
ア ASP接続サービス工事費	ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。								
イ ASP利用サービス工事費	ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。								
ウ 付加機能工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。								
(3) 削除	削除								

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第2表 工事に関する費用

2 工事費の額

A S P 接続サービスの利用の開始、A S P 利用サービスの利用の開始、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更、付加機能の廃止又はその他の契約内容の変更に関する工事

区別		単位	工事費の額
ア A S P 接続サービスに係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
イ A S P 利用サービスに係る工事の場合	Enterprise D a a S (サーバO Sタイプ)に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	下記以外のもの 1のデスクトップ装置ごとに 20,000円 (22,000円)
		アプリケーション仮想化	1のデスクトップ装置ごとに 40,000円 (44,000円)
	上記以外に関する工事の場合	下記以外のもの	1のデスクトップ装置ごとに 10,000円 (11,000円)
		C P U 機能に係るもの	1のデスクトップ装置ごとに 10,000円 (11,000円)
		メモリ機能に係るもの	1のデスクトップ装置ごとに 10,000円 (11,000円)
		ストレージ機能に係るもの	1のデスクトップ装置ごとに 10,000円 (11,000円)
		ファイアウォール設定変更に係るもの	1の工事ごとに 10,000円 (11,000円)
		アプリケーション仮想化設定変更に係るもの	1の工事ごとに 20,000円 (22,000円)

第2表 工事に関する費用

2 工事費の額

A S P 接続サービスの利用の開始、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更、付加機能の廃止又はその他の契約内容の変更に関する工事

区別		単位	工事費の額
ア A S P 接続サービスに係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)

削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

区別	単位	工事費の額
Enterprise DataS (サーバO Sタイプ 2)に係る 工事の場合	利用の開始に 関する工事の 場合	20,000 円 (22,000 円)
	下記以外 のもの	1のデスク トップ装置ごと に
	アプリケ ーション 仮想化	1のデスク トップ装置ごと に
	40,000 円 (44,000 円)	
	上記以外に関 する工事の場 合	10,000 円 (11,000 円)
	下記以外 のもの	1のデスク トップ装置ごと に
	CPUと メモリの 組合せに 係るもの	1のデスク トップ装置ごと に
	10,000 円 (11,000 円)	
	ストレ ージ機能に 係るもの	1のデスク トップ装置ごと に
	10,000 円 (11,000 円)	
アプリケ ーション 仮想化設 定変更 に係るもの	1のデスク トップ装置ごと に	
20,000 円 (22,000 円)		
ネットワ ーク接続 変更 に係るもの	1の工事ごと に	
10,000 円 (11,000 円)		
ネットワ ーク帯域 変更 に係るもの	1の工事ごと に	
10,000 円 (11,000 円)		
インター ネットVPN 利用変更 に係るもの	1の工事ごと に	
10,000 円 (11,000 円)		
ファイア ウォール 設定変更 に係るもの	1の工事ごと に	
10,000 円 (11,000 円)		

削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

区別			単位	工事費の額	
ウ 付加機能に係る工事の場合	ウイルスバスター利用機能	ウイルスバスター利用機能の追加に係る工事の場合	1のデスクトップ装置ごとに	10,000円 (11,000円)	
	Office365持込みに係るもの		1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)	
	リモートアクセス機能	U S B型	リモートアクセス機能の追加に係る工事の場合	1のデスクトップ装置ごとに	5,000円 (5,500円)
		モバイルコネクタイプ		1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)
	インターネット接続機能	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)	
		ファイヤウォール設定変更に関する工事	1の工事毎に	10,000円 (11,000円)	
		廃止に関する工事の場合	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)	
	端末起動機能		1のIDごとに	5,000円 (5,500円)	

削除

イ 付加機能に係る工事の場合	端末起動機能	1のIDごとに	5,000円 (5,500円)
----------------	--------	---------	-----------------

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第3表 附帯サービスに関する料金

第2 オペレーションシステム等使用料

1 オペレーションシステム等に係る料金の適用

(1) 当社は、ASP利用サービス（EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）又は EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ2）に係るものに限ります。以下、第3までにおいて同じとします。）に係るオペレーションシステム等使用料を適用するにあたって、次に掲げるとおりオペレーションシステム等の区分を定めます。

区分	内容
プラン1	マイクロソフト株式会社が提供する「Microsoft Office Professional」を利用するもの
プラン2	マイクロソフト株式会社が提供する「Microsoft Office Standard」を利用するもの

(2) 契約者は、オペレーションシステム等の提供を開始した日を含む料金月（その提供を開始した日を含む料金月とASP利用サービスの提供を開始した日を含む料金月が同一の料金月である場合は、その翌料金月）から起算して、その廃止があった日を含む料金月（廃止があった日が料金月の初日である場合は、その料金月の前料金月に廃止があったものとして取り扱います。）までの期間（提供を開始した日を含む料金月と廃止があった日を含む料金月が同一の料金月である場合は、1か月間とします。）について、オペレーションシステム等使用料の支払いを要します。

(3) 当社は、オペレーションシステム等使用料（ミドルウェアに係るものに限ります。）については、その料金月の最大のCPUの数に基づいて算定します。

(4) 当社は、オペレーションシステム等使用料については、その料金月の末日におけるIDの数に基づいて算定します。

ただし、料金月の末日以外に、オペレーションシステム等の使用の廃止があった場合であって、その料金月の末日においてオペレーションシステム等を使用していないときは、その廃止のあった日のIDの数に基づいて算定します。

(5) 当社は、この(2)から(4)までの規定のほか、オペレーションシステム等使用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

月額

区分	単位	料金額
プラン1	1のIDごとに	2,000円（2,200円）
プラン2	1のIDごとに	1,500円（1,650円）

第3表 附帯サービスに関する料金

第2 削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第3 オペレーションシステム等の提供に係る工事費

1 オペレーションシステム等の提供に係る工事費の適用

当社は、オペレーションシステム等を提供するにあたって、2（工事費の額）に規定する工事費を適用します。

ただし、ASP利用サービスの利用の開始に関する工事とオペレーションシステム等の利用の開始に関する工事を同時に施工した場合、ASP利用サービスの利用の開始に係る工事費のみを適用します。

2 工事費の額

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>
<u>利用の開始に関する工事の場合</u>	<u>1のオペレーションシステム等につき1のデスクトップ装置ごとに</u>	<u>10,000円（11,000円）</u>

第4 サポートサービス利用料金

1 当社は、サポートサービスを提供するにあたって、2（利用料金）に規定する利用料金を適用します。

2 利用料金

<u>区分</u>	<u>利用料金の額</u>
<u>導入運用サポート</u>	<u>別に算定する実費</u>

第3 削除

第4 削除

～2021年1月31日

2021年2月1日～

附則（令和3年2月1日 APS2サ第00738079号）

（実施期日）

この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスの区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの区分とみなして取り扱います。

<u>EnterpriseDaaS(サーバO Sタイプ)リモートアクセスオプション (MagicConnect型)</u>	<u>MagicConnect</u>
-----------------------------------------------------------------------	---------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。